

新型コロナウイルス感染症予防対策に関するガイドライン

第1版

名鉄海上観光船(株)

令和2年6月1日

新型コロナウイルス感染症予防対策に関するガイドライン

令和2年6月1日制定

名鉄海上観光船(株)

はじめに

日本旅客船協会が「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を旅客船事業向けに作成しました。

当社としてもお客様ならびに従業員の安全・安心を長期にわたって確保するため、独自のガイドラインを作成し感染症拡大の防止に役職員一同となって取り組んでいく。

1. リスク評価と対応

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は、飛沫感染と接触感染と言われている。したがって、それぞれのリスクについて、お客様ならびに従業員の動線や接触等を考慮して評価を行い、そのリスクに応じた対応に取り組んでいく。

・飛沫感染の対応

⇒換気の状態を考慮しながら、人と人との距離がどの程度維持できるのか、また施設内(営業所・船内)で大きな声や会話等を出す場がどこにあるのか等を評価する。

・接触感染の対応

⇒他人と共有する物品やドアノブ等、手が触れる場所と頻度を確認する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革等)については、特段の注意を払う。

2. 共通留意点

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要で、以下のものが挙げられる。

・感染防止のため、社会的距離を確保する。(2m・最低1m)

(密にならないように対応。発熱または倦怠感等の症状を有している者の入場制限を含む。)

・原則、マスク着用に努める。

・こまめに手洗いをする。

・入口及び施設内(営業所・船内)に手指の消毒設備を設置する。

・施設の消毒をする。(アルコール等による消毒)

・施設の換気をする。(2つの窓を同時に開ける等の対応を考える)

・検温等体調管理を徹底する。

3. お客様に対する感染防止策

・マスク着用。

・手洗い、消毒液による手指消毒。

・人と人との距離の確保。

(出札窓口前の整列ライン、船内ではなるべく間隔を空けての座席利用、オープンデッキの利用)

・大きな声での会話は控えていただく。

・風邪の症状(発熱、せき等)がある場合は、ご乗船は控えていただく。

4. 船舶における感染防止策

「密閉対策」…換気の程度が重要なため、窓やドアを開け、風の流れをできるようにする。

- ・常時、空調は「入」とする。
 - ・(JG)オープンデッキドア、(JCI)客室ドアを走行中も開放する。
 - ・港停泊時には非常ドア、上記箇所を開放する等し、空気の入替を実施する。
- *ただし、天候等により実施が困難な時は除外する。

「密集対策」…人と人との距離を確保する。

- ・可能な限り、座席の間隔を空けてご利用していただく。
- 「密接対策」…会話の際には距離を保ち、マスクを着用する。
- ・マスク着用をお願いする。
 - ・船内では大きな声での会話はご遠慮していただく。
 - ・JCI操舵室と客室の間に仕切りを設置する。

「その他」

- ・定期的に船内の清拭消毒を実施する。
- ・船内に消毒液を設置する。

5. 待合室(営業所)における感染防止策

- ・消毒液を設置する。
- ・自動券売機画面、ドアノブ、手すり等お客様が触れる場所を定期的に清拭消毒する。
- ・待合室の窓を開放し、換気を実施する。
- ・出札窓口にて飛沫感染防止シートを設置する。また、乗船券を購入時に一定の距離(2m)が保てるようにラインを設置する
- ・窓口での現金・乗船券等のやり取りはカルトンを使用する。
- ・「マスク着用」、「手洗い」、「手指消毒」等の感染症拡大防止対策を記した掲示をする。

6. 従業員に対する感染防止策

- ・原則、マスク着用を努める。ただし、夏期においては熱中症対策として、近くに人がいない時はマスクを外しても良い。

(未着用でも良い例)

***陸員はお客様と接しない時(接しないことが確認できる時)。屋外作業時。**

***船員は操舵室(はやぶさクラス、イーグル3、しまゆり)に在室する時。屋外作業時。**

- ・こまめに手洗い、手指消毒を実施する。
 - ・出勤日前日晩に検温を実施する。
 - ・出勤前に発熱、倦怠感、息苦しさ等の症状を自覚した場合には、無理して出勤をせずに上長の指示を仰ぐ。
- *上長はこうした申告を受けた場合は、自宅にて待機のうえ、症状に応じて最寄りの保健所に受診相談をするように指示をする。
- ・勤務中は係員同士の距離(最低1m)を空けて行動をするように心掛ける。
 - ・勤務中、体調が優れなくなった場合は、速やかに上司に報告し、直ちに帰宅させる。
 - ・自宅療養することとなった場合は、毎日健康状態を確認し、症状に改善が見られない場合は医師や保健所へ相談するように指示をする。
 - ・現業以外は時差出勤、週休3日制等を活用し、公共交通機関の混雑緩和を図る。

- ・公共交通機関を利用し通勤する場合は、マスクを着用し、会話は控えること。また、自家用車による通勤も励行する。

7. 休憩室

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話をしないようにする。
- ・休憩室は、常時換気することに努める。(空調設備・換気扇等を活用する)
- ・共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的に清拭消毒する。
- ・休憩室を使用する際は、入退室の前後に手洗いや手指消毒を実施する。
- ・喫煙スペースにおいてもできる限り、距離の確保に努める。

8. トイレ

- ・便器内は、通常の清掃が良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

9. ゴミの廃棄

- ・唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

10. 清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃が良い。

11. 部外者の立ち入り

- ・不要不急な部外者の立ち入りは行わない。
- ・感染防止対策の案内を貼付することにより、来室時にはマスク着用等従業員に準じた感染防止対策を求める。

12. 従業員の意識向上

- ・従業員に対し、感染症防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
そのために、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『新しい生活様式』の実践例を周知する等の取組みを行う。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、差別される等の人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

以上